

〈リフレッシュ休暇〉

仕事をバリバリやるのも楽しいですが、やはりプライベートも充実させたいですよね。ですが、日本の中小企業において有給休暇を取得することはなかなか難しいのが現実です。

そんな中、当社ではリフレッシュ休暇として**有給休暇を利用した5日間の連続休暇取得**を義務付けております。※6月1日～11月30日の期間

社長や部長も取得しますので全社員みな気兼ねなく取ることが出来ます。

最近では、この休暇を利用して国内旅行はもとより、海外旅行に行かれる方が増えて来ています。

